二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかつたときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十八年三月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十七年九月十五日から平成二十八年三月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十七年九月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

二十　元利金支払場所　日本銀行

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第９２号

千葉県野田市尾崎815番地の21　ファミーユ川間103

債務者　萩原　好一

1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　前原　　彩

4　破産債権の届出期間　平成27年４月23日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月22日午後１時50分

6　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２０７７号

東京都練馬区向山４丁目21―27　シンフォニーＡ101

債務者　長内　好之

1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岩井　　完

4　破産債権の届出期間　平成27年４月22日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月19日午前11時

6　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１４８号

東京都港区高輪２丁目20―29―406

債務者　山口　昭雄

1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　寺本　昌晋

4　破産債権の届出期間　平成27年４月22日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月19日午前11時

6　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１８４号

東京都渋谷区上原１丁目17―14

債務者　安部　　達

1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宮原　一東

4　破産債権の届出期間　平成27年４月22日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月19日午前10時

6　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１８６号

東京都新宿区愛住町３―７　ココファン四谷、住民票上の住所東京都新宿区市谷仲之町１―７―210

債務者　吉岡　幸子

1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　木村　哲司

4　破産債権の届出期間　平成27年４月22日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月19日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２３０号

東京都西東京市芝久保町４丁目19―６

債務者　佐野日出夫

1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　八坂　玄功

4　破産債権の届出期間　平成27年４月22日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月19日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２３２号

東京都葛飾区柴又５丁目14―12　アルカディアンⅡ―101

債務者　久野　秀隆

1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　森　　直樹

4　破産債権の届出期間　平成27年４月22日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月19日午前10時

6　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２３４号

千葉県佐倉市西志津１丁目11―８―612

債務者　川村　昭雄

1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　渡邉　　穣

4　破産債権の届出期間　平成27年４月22日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月19日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２３５号

千葉県佐倉市西志津１丁目11―８―612

債務者　川村世津子

1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　渡邉　　穣

4　破産債権の届出期間　平成27年４月22日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月19日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２４２号

東京都中野区本町５丁目26―６―102

債務者　石出　託也

1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　橋本　　祥

4　破産債権の届出期間　平成27年４月22日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月19日午前10時

6　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２４８号

東京都中野区南台５丁目27―32―1005

債務者　小柴　清史

1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宮川　倫子

4　破産債権の届出期間　平成27年４月22日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月19日午前10時

6　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
東京地方裁判所民事第20部